

(平成24年11月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から同年9月1日まで

私は、昭和31年3月にC社（現在は、B社）に入社し、平成13年3月に退職するまで継続して勤務していた。しかし、A社へ転籍となった昭和36年8月1日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。資料は何も無いが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び同僚の証言から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和36年8月1日に、C社からA社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年3月から同年9月までは44万円、同年10月から7年1月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から7年2月28日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が遡及して減額訂正されている。
当時の給与に見合った標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年3月から同年9月までは44万円、同年10月から7年1月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年4月1日）より後の同年4月6日付けで、遡及して9万8,000円に引き下げられており、申立人を除く5名についても同様に遡及して標準報酬月額が訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間において同社の監査役であったことが確認できるものの、申立人は、同社ではB職であり、当該標準報酬月額の遡及訂正について知らなかった旨供述している上、申立期間当時、取締役であった同僚は、「標準報酬月額の遡及訂正に同意し、指示したのは、代表取締役及び取締役の2名だと思う。申立人は、社会保険に関する権限は無かった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このような標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立

期間の標準報酬月額について有効な訂正処理があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年3月から同年9月までは44万円、同年10月から7年1月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年5月26日まで
オンライン記録では、A社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、それより前の標準報酬月額よりも著しく低額の8万円と記録されている。在職中に給与額が減額されたりするようなことはなく、納得できないので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年10月から5年3月までは24万円と記録されていたところ、同年4月28日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く7名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

また、当時の事業主は、「当時、資金繰りに苦労し、社会保険料の滞納はあったように思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由はなく、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、24万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年1月31日から同年2月1日まで
私は、昭和39年1月にB社（現在は、A社）からA社へ異動したが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落している。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立人の人事記録等は残っていないが、申立期間当時、新規事業立ち上げのため、グループ会社であったB社の社員を受け入れた記録があり、申立人も同様の扱いであったと考えられる。」と回答している。

また、同僚も、「申立人と一緒にB社からA社へ異動した。」と証言していることから判断すると、申立人がグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と一緒にB社からA社へ異動した同僚の人事記録では、昭和39年1月31日から同社勤務となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 28 日から同年 5 月 1 日まで

私は、A社B事業所を平成2年4月30日付けで退社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、私の同社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年4月28日となっている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社B事業所の離職日は、平成2年4月30日となっている。

しかしながら、申立人が所持しているA社から退職時に交付されたとされる資料には、「厚生年金保険の喪失年月日は平成2年4月28日」、「雇用保険の喪失年月日は同年4月30日」と記載されており、また、同社B事業所に係る同僚5名の厚生年金保険と雇用保険の加入記録を調査したところ、このうち4名の厚生年金保険の資格喪失日は、雇用保険の離職日よりも前の日又は同日となっていることが確認できる。

また、C企業年金基金は、「申立人の厚生年金基金の資格取得日は昭和60年4月1日、資格喪失日は平成2年4月28日である。」と回答しており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 8080

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から 8 年 1 月 31 日まで
年金事務所から、A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低くなっているのを確認してほしい旨の文書が届いた。

申立期間の標準報酬月額は 9 万 2,000 円となっているが、実際の報酬は 50 万円ぐらいだったので、なぜこのようなことになっているのか全く分からない。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成 6 年 1 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 10 月までは 59 万円、同年 11 月から同年 12 月までは 50 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（8 年 1 月 31 日）より後の同年 2 月 1 日付けで、遡って 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成 7 年頃、経営状態は良くなかった。苦しいときは、社会保険料の滞納があったかもしれない。社会保険事務所（当時）に行って相談した記憶がある。最後の頃は、社会保険料を手形で納付するように言われた。」と供述している上、当時の複数の従業員は、「申立人は、社会保険料の納付等、お金に関することは全て一人で担当していた。」と供述していることから、申立人は、A社の代表取締役として、標準報酬月

額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理に関与しながら、その減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 12 日から 4 年 1 月 1 日まで

私は、平成 2 年 9 月 1 日から 3 年 12 月 31 日までの期間において A 社に勤務していた。同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失したことになっているが、当該適用事業所でなくなった日以降も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社の事業主及び同僚に、申立人の申立期間に係る勤務実態について聴取したが、勤務を確認できる具体的な回答を得ることができなかった。

また、オンライン記録によると、A 社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である平成 3 年 12 月 12 日と同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間においては適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失手続は、社会保険事務所（当時）が平成 3 年 12 月 27 日に処理していることが確認でき、事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。